非営利活動団体きゃらぼく 危機管理マニュアル

1. 目的

非営利活動団体きゃらぼくの活動は、第一義的には様々な危機の未然防止に努めるものとする。本マニュアルは、入会時の以下の免責事項について明確にし、安全かつ迅速な初動対応を図ることを目的としている。

2. 責任の免除：団体運営者および指導者は、活動中に発生したけがや事故について、一切の責任を負いません。ただし、運営者およびスタッフの故意または重大な過失による場合を除きます。

3. 緊急時の対応：緊急時には、団体運営者は最善を尽くして適切な対応を行いますが、迅速な医療処置や救急搬送に関しては、最終的な判断は参加者および保護者の責任で行います。

代表者または指導者は、本マニュアルを理解し、必要な場合には迅速かつ的確に行動するよう努める。

2. 緊急連絡先リスト

・代表者：岡 慎也 （ Tel. 非表示 ）
・指導者：石原寛哲（ Tel. 非表示 ）
　　藤原綾子（ Tel. 非表示 ）
・緊急機関：救急車・消防（119）、警察（110）

3. 緊急時の初動等

（1）緊急時の対応

・対応者：最寄りの指導者または代表者から指名された者が対応する。
・重　症：次の事項及びそれに相当するものを認めた場合は、救急車を手配する。また、他の指導者および関係者に共有し支援を要請する。
　① 首より上の打撲やケガ
　② 失神、痙攣等の緊急だと認められる症状
　③ 大量の出血
・軽　症：対応責任者は応急処置を行う。同時に該当者保護者に第一報を入れ、状況を報告し、すみやかに現場に来てもらうよう依頼する。
・その他：該当者保護者には、軽症であっても、受診を推奨する。
　　最寄りの指導者または代表者は、AED、避難経路、救急箱について事前に確認しておく。

（2） 応急処置の対応

・対応者：最寄りの指導者または代表者から指名された者が対応する。

・対　応：救急箱の内容物を利用して応急処置を行う。

（内容物） 絆創膏、消毒液、包帯、テーピング、冷却スプレー、アイスパック
はさみ、ピンセット、三角巾、他

・処置例：以下を参考に対応する。

①切り傷：清潔な水で洗い、消毒して絆創膏やガーゼで保護する。

②打撲：冷却スプレーで冷やす。

③ねんざ：安静に保ちアイスパックで冷却、テーピング等で軽く固定する。

④熱中症：日陰で休ませ、水分補給を行う。

・その他：指導者が参加者の見える場所に設置し、活動する全員が場所を把握する。
該当者保護者には、軽症であっても、受診を推奨する。

（3） 災害発生時の対応

・対応者：最寄りの指導者または代表者から指名された者が対応する。

・避難経路：指導者は事前確認と定期的な訓練を行う。

・避難場所：①体育館：安全性の高い避難場所と捉えて優先的に避難し、点呼を行う。

②屋外：高い建物のない平地に集合し、点呼を行う。

・その他：最寄りの指導者または代表者により、保護者へ引き取りの依頼をする。
引き取りの際は、最寄りの指導者または代表者が最後の１名まで見守る。

（4）警報発令時の対応

・対応者：代表者または最寄りの指導者が対応する。

・対　応：①警報：最新の気象情報を活動前に確認し、警報発令時は原則活動を中止する。

②雷　：雷鳴発生時は屋内に避難し、原則活動を中断する。

③豪雨：原則活動を中止し、参加者の安全な帰宅を促す。

④強風：屋外活動を中止し、参加者の安全な帰宅を促す。

（5）熱中症予防の対策

・対応者：代表者または最寄りの指導者が対応する。

・対　応：①暑さ指数(WBGT)３１以上での練習は、原則活動を調整する。

②練習のまとまり毎または、約 20 分毎に水分補給を促す。

③日陰での定期的な休息を促す。

④吸湿速乾性のある服装、帽子の着用を促す。

（6）低体温症予防の対応
・対応者：代表者または最寄りの指導者が対応する。
・対　応：①雨天あるいは気温の低い日での練習は、原則活動を調整する。
②防寒機能のある服装の着用を促す。

（7）不審者への対応
・対応者：代表者または最寄りの指導者が対応する。
・対　応：①選手を集合させ、不審者との距離をとり、建物内や安全な場所への避難を促す。
②対応責任者は 110 番に連絡する。同時に責任者・保護者に第一報を入れ、状況を報告し、すみやかに現場に来てもらうよう依頼する。
・その他：最寄りの指導者または代表者により、保護者へ引き取りの依頼をする。
引き取りの際は、最寄りの指導者または代表者が最後の1名まで見守る。

（8）食物アレルギー対応
・対応者：代表者または最寄りの指導者が対応する。
・対　応：①保護者から、事前にアレルギー情報を収集・集約し、指導者で共有する。
②食事等の際には、該当者に食事の内容を確認する。
③症状を訴えた場合は、119 番に連絡する。
・その他：最寄りの指導者または代表者により、保護者へ引き取りの依頼をする。
引き取りの際は、最寄りの指導者または代表者が最後の1名まで見守る。

（9）感染症予防の対応
・対応者：代表者または最寄りの指導者が対応する。
・対　応：①地域の感染状況を把握し、感染拡大が懸念される場合は、原則活動を中止する。
②マスクの着用、手洗い、うがい、アルコール消毒を促す。

（10）遠征中の事故等の対応
・対応者：代表者または最寄りの指導者が対応する。
・対　応：①第一義的に、参加者全員が保険に加入することを前提とする。
②レンタカー等の利用についても、全員の保険の加入を義務づける。
③必要な対応は、上記に準じ、速やかに対応する。

（11）個人情報管理の対応
・対応者：代表者または指導者、会員、保護者、関係者が対応する。
・対　応：①本人・保護者の同意を前提に、きゃらぼくでの活動や交流範囲でのみ共有し、外部への漏洩は禁止する。
②守られるべき情報は、パスワードで保護するとともに、アクセス制限を設ける。

4. 事故等の報告書の作成及び共有

・作成者：代表者または最寄りの指導者が作成する。

・内　容：事故等の発生日時、場所、状況、対応等の情報を簡潔にまとめる。

・報　告：代表者へ報告する。また、未然防止の知見として情報を集約し、指導者と共有する。

5. 緊急時の連絡方法

・対応者：代表者または最寄りの指導者が対応する。

・連絡方法：HP による案内及び緊急連絡先への電話連絡、LINE 等の SNS の利用、
電子メールの利用

6. 指導者等の研修

・対象者：代表者、指導者、その他保護者等の必要な関係者

・内　容：①本団体運営者は、本マニュアルの内容について必要に応じて研修を実施する。
②代表者は応急処置、緊急対応等の報告書を個人情報に配慮しながら HP にて共有する。代表者または指導者は、各対応を事前に把握しながら日常的に事案に備えるものとする。

・その他：指導者は各自の指導者研修会への参加により、緊急時の対応について研修と修養に努めるものとする。